

◎新潟県告示第101号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成29年2月7日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
関川村	6者	高田2230番ほか19筆 2.8ha
新発田市	4者	麓1401番1ほか60筆 4.1ha
阿賀野市	11者	寺社山ノ下甲13番ほか313筆 37.9ha
胎内市	3者	黒川道下566番1ほか18筆 1.8ha
聖籠町	1者	蓮潟大ノ切77番2ほか8筆 0.6ha
新潟市	47者	北区大月大月乙433番2ほか678筆 58.4ha
三条市	8者	代官島埋り田3099番1ほか425筆 54.2ha
燕市	11者	粟生津山王6337番ほか147筆 15.7ha
田上町	3者	田上与五右エ門通へイ2147番1ほか42筆 3.8ha
弥彦村	16者	平野荒田285番ほか623筆 48.1ha
長岡市	2者	七日市西田889番ほか96筆 2.9ha
見附市	3者	新潟東町41番ほか416筆 39.5ha
魚沼市	2者	江口かじや2675番ほか8筆 0.5ha
十日町市	8者	上野1876番9ほか39筆 7.2ha
津南町	6者	中深見丁234番1ほか131筆 27.2ha
上越市	3者	東京田戸切205番ほか283筆 17.8ha
妙高市	2者	十日市畑ヶ田43番1ほか11筆 1.3ha
糸魚川市	10者	東海大明神333番1ほか36筆 3.7ha
佐渡市	38者	吾潟北川内1904番ほか305筆 37.5ha
合計	184者	3,677筆 364.8ha

2 申請年月日

平成29年1月27日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課
 新潟県村上地域振興局農林振興部企画振興課
 新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課
 新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課
 新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課
 新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課
 新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課
 新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課
 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。